

「指定短期入所生活介護事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第 2874002351 号)

当事業所はご契約者に対して、短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 幸 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県姫路市大津区吉美 780 番地 |
| (3) 電話番号及び FAX 番号 | 電話 079-274-7530 FAX 079-274-7531 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 金治 ゆかり |
| (5) 設立年月日 | 平成14年 7 月 1 日 |
| (6) メールアドレス番号 | nagominosato@cyber.ocn.ne.jp |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 4,218.49 m ² |
| (3) 施設の周辺環境 | |

当施設は、国道 250 号線沿いでなおかつ山陽電鉄 平松駅から徒歩 3 分という交通至便の場所に立地しています。西側は川に面しており東側も当施設の駐車場と、居室に面した側はすべて開けています。当地の氏神様である魚吹八幡宮の提灯祭りは壮大で、播州 3 大祭の一つに数えられています。毎年、当施設の駐車場において 3 町揃っての神輿の練り合わせが行われており、間近で見物できます。

3. 事業所の説明

- | | | |
|--------|--------------------|---------------|
| (1) 種類 | 指定短期入所生活介護事業所 | 平成15年8月 1 日指定 |
| | 指定兵庫県 2874002351 号 | |

(2) 目的

介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

- | | |
|------------|---------------|
| (3) 事業所の名称 | ショートステイ なごみの里 |
|------------|---------------|

(4) 事業所の所在地 姫路市大津区吉美 780 番地

(交通機関) 山陽電鉄 平松駅下車 徒歩 3 分

(5) 電話番号 079-274-7530

FAX番号 079-274-7531

(6) 管理者 氏名 宮浦 康高

(7) 当事業所の運営方針

① 利用者が可能な限りその在宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。

② 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

③ 事業を運営するに当たり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者（以下保険者という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(8) 開設（サービス開始）年月 平成 15 年 8 月 8 日

(9) 併設事業

〔指定介護老人福祉施設〕 平成 15 年 6 月 1 日 指定兵庫県 2874002252 号

〔指定介護予防短期入所生活介護〕 平成 18 年 4 月 1 日 指定兵庫県 2874002351 号

〔指定通所介護事業所〕 平成 15 年 8 月 1 日 指定兵庫県 2874002344 号

〔指定介護予防通所介護事業所〕 平成 18 年 4 月 1 日 指定兵庫県 2874002344 号

〔指定居宅介護支援事業所〕 平成 15 年 6 月 1 日 指定兵庫県 2874002237 号

(10) 通常の事業の実施地域

① 姫路市（国道 2 号線以南、外堀川以西）

② 揖保郡太子町及びたつの市（国道 2 号線以南、県道 442 号線以东）

(11) 営業日及び受付時間

営業日・・・年中無休

受付時間・・・月～土曜日 9 時～18 時

(12) 利用定員 10 人

(13) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備考
2人部屋	5 室	23.80㎡ (トイレ無・衣類収納有)
合 計	5 室	
食 堂	6 室	243.18㎡
日常動作訓練室	1 室	14. 88㎡

浴 室	6 室	150.80㎡ 一般浴・特殊浴槽
医 務 室	1 室	12. 00㎡

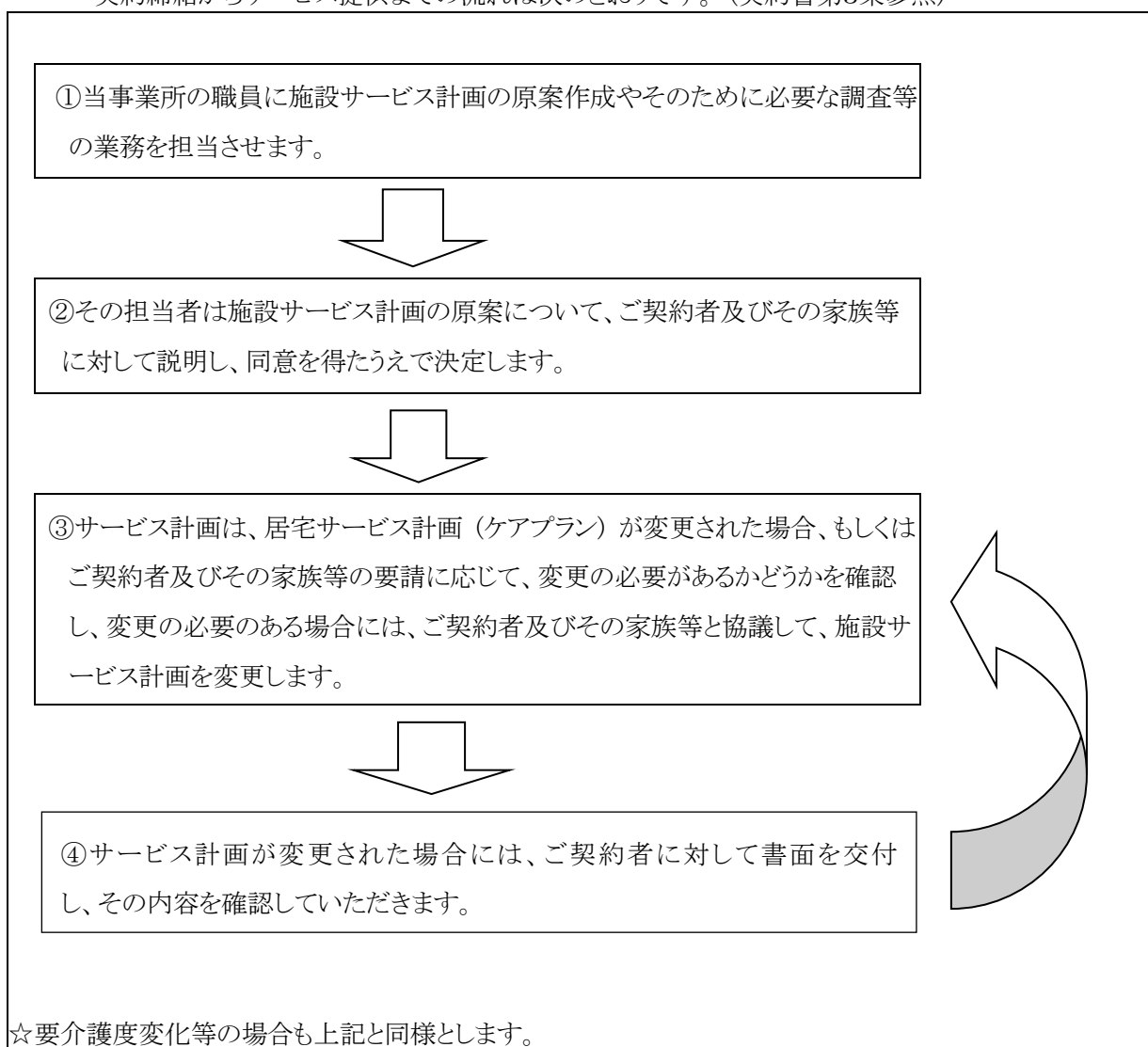
☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：トイレの場所は、居室外フロアーごとに9か所(2階)、10か所(3階)と、合計19か所あります。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

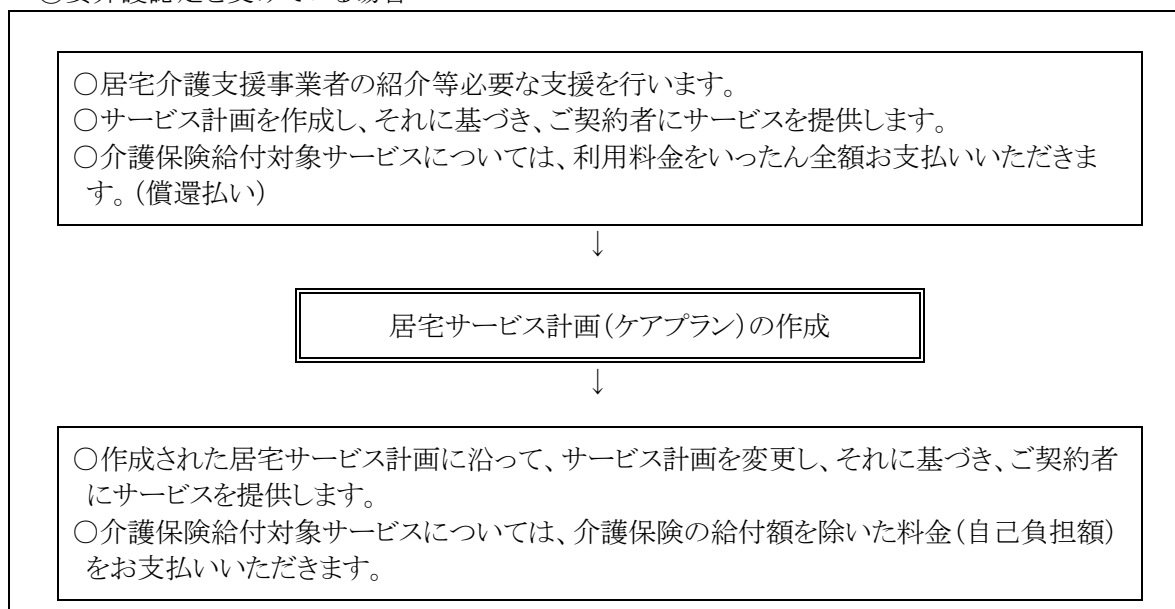
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するサービスに係る介護計画(以下、「サービス計画」という。)に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)

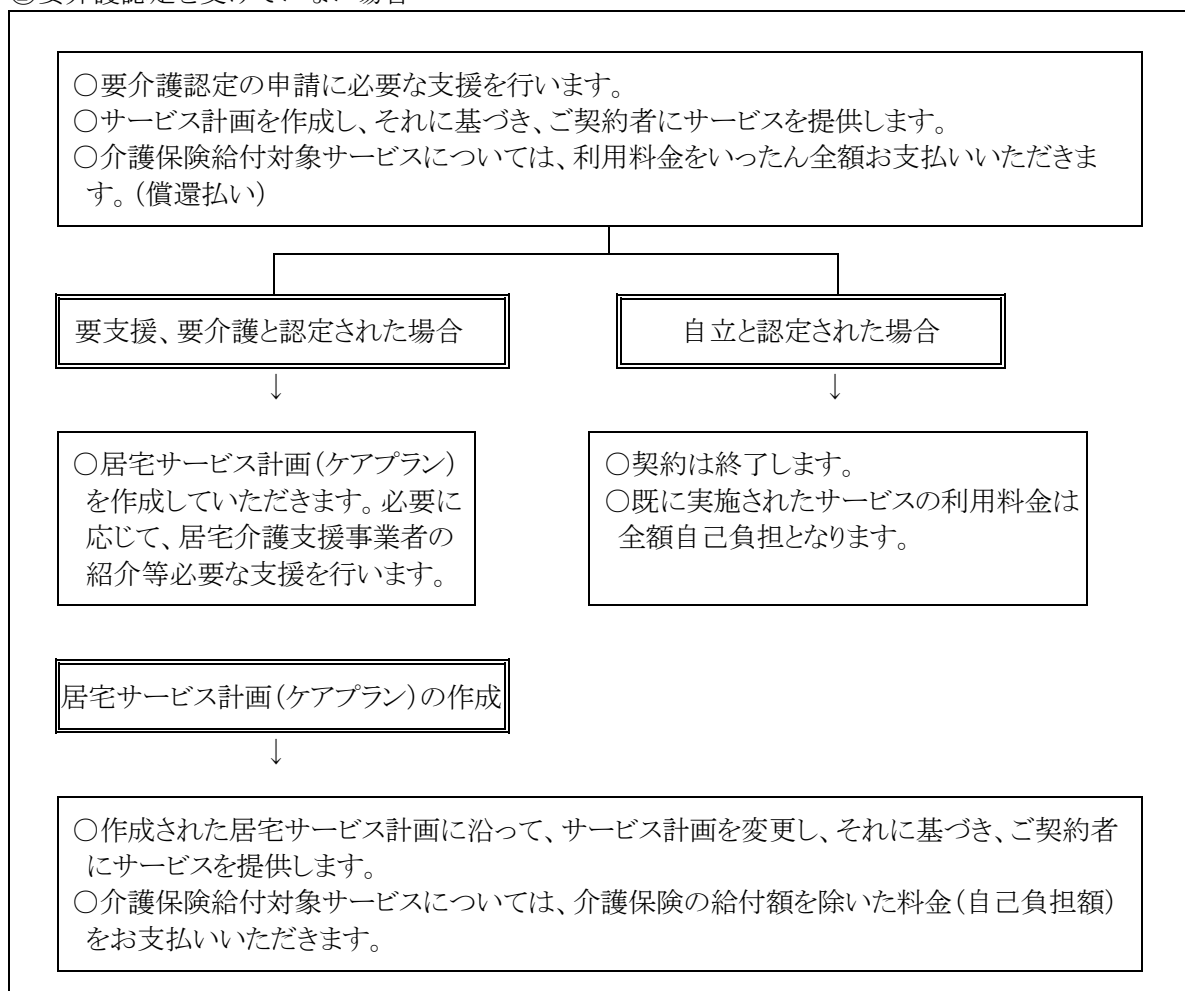


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次のとおりです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

(但し、この数は、指定介護老人福祉施設 なごみの里に従事する職員数を含む。)

職種	配置人員	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1 名		1 名
2. 生活相談員	1 名		1 名
3. 介護職員	32 名	29.1 名	26 名
4. 看護職員	6 名	4.6 名	3.1 名
5. 医師(嘱託)	1 名		必要数
6. 管理栄養士	1 名		1 名

常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週 40 時間)で除した数です。

(例)週 8 時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8 時間×5名÷8 時間=1名)となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週金曜日 14:00～16:00
2. 生活相談員	勤務時間 9:00～18:00
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 : 7:00～16:00 日勤 : 9:00～18:00 遅出 : 10:00～19:00 夜勤 : 17:00～10:00
4. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 勤務時間: 8:30～17:30
5. 管理栄養士	勤務時間 9:00～18:00

☆ 土日は上記と異なります。

＜配置職員の職種＞

生活相談員

…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員

……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員

…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

医師

…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

管理栄養士

…ご契約者に対して食事の栄養管理を行います。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事(但し、食材料費は別途いただきます)

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食:8:00～8:45 昼食:12:00～12:45

夕食:18:00～18:45 おやつ:15:00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を予防するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 看護職員が、日常的な健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

起床時間:6:00 消灯・就寝時間:21:00

- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦定例行事及び全員参加するレクリエーション

- ・ 主な年間行事

1月	新年会	7月	七夕会
2月	節分	8月	喫茶など
3月	ひな祭り	9月	敬老会
4月	花見	10月	秋祭り
5月	外出	11月	運動会
6月	おやつ作り	12月	クリスマス会

- ・ レクリエーション…… 風船バレー、リハビリ体操等

サービス利用料金表(1日あたり)(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。又、ご契約者の自己負担率により異なります。)

※1・・・事業所が送迎を行った場合、上記表の「負担合計」×日数分に
往復 368 単位（※片道のみの送迎の場合、184 単位）が加算されます。

※2・・・生活保護受給者の方で、第 1 段階の場合は、「食費」のみの負担額となります。

注）第1段階 …生活保護、市町村民税非課税の方

第2段階 …世帯全員が市町村民税非課税で、年金を含めた所得が年額80万円以下の方

第3段階①・・・世帯全員が市町村民税非課税で、年金を含めた所得が年額80万円超120万円以下の方

第3段階②・・・世帯全員が市町村民税非課税で、年金を含めた所得が年額120万円超の方

第4段階・・・市町村民税が課税の世帯

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくことになります(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

☆エリア外(運営規程の定められた地域外)の送迎については、上記の加算額に加えてエリア外の実費をご負担していただくことになります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前頁記載の負担日額表に定められた「介護サービス費の1割負担」欄の10倍の金額および第4段階の滞在費と食費が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。 1枚につき 10円

③食費

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金:1日あたり 1,800円(朝食 340円、昼食 700円、夕食 700円、おやつ60円)

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

料金:材料代等の実費をいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として、下記の料金をいただきます。

(片道分として)

※実施地域内(189 円) + 上記の距離(1kmあたり=30円)で計算する。

⑦滞在費

ご契約者に提供する居室代及び光熱費としてかかる費用です

料金:1 日あたり 1220 円

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求書郵送後、指定の口座より翌月 27 日(当日が金融機関休日の場合は翌営業日)に引き落としされます。

口座引き落としによるお支払いとします。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に出して下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

	取消料
利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日に申し出があった場合	500円
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1,000円
利用当日に送迎をキャンセルされた場合	1,840円

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の料金になります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

病 院 の 名 称	医療法人 三栄会 ツカザキ病院
所在地	姫路市網干区和久 68 番 1 電話番号 079-274-8555
診療科	内科、外科、眼科、胃腸科、整形外科、リハビリテーション科、循環器科、 脳神経外科、神経内科、呼吸器外科、放射線科
病 院 の 名 称	医療法人 松藤会 入江病院
所在地	姫路市飾磨区英賀春日町2丁目 25 番地 電話番号 079-239-3121
診療科	内科、外科、胃腸科、肛門科、泌尿器科、整形外科、脳神経科、 リハビリテーション科、麻酔科
特養嘱託医	国部医院 院長 國部 伸也

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 17 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)ご契約者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

○解約料の徴収 契約を解除する場合解約料は徴収しません

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 20 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

その場合には、1ヶ月前から理由を付して通知し、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書を取り交わすこととします。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者(その家族、身元引受人等も含む)の行動(暴力、暴言等も含む)が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為(自殺にいたるおそれがあるような場合)を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

○解約料の徴収 契約を解除する場合解約料は徴収しません

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 17 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務(契約書第 10 条、第 11 条参照)

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第 10 条、第 11 条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。
- ⑧ 身分証明書を常に携行し、利用者又は家族の求めに応じて提示します。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、案内記載以外の物は原則として持ち込むことができません。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第 12 条、第 13 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

○当施設では、敷地内を含め全エリア禁煙です。

10. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに情報を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

11. 損害賠償について(契約書第 14 条、第 15 条参照)

(1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者(その家族も含む)が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者(その家族も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

- 加入保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険 (株)あいおいニッセイ同和損保
- 保険の内容 社会福祉施設総合損害補償
- 賠償できる事項
 - ・対人事故
 - ・対物事故
 - ・人格権侵害

12. 苦情の受付について(契約書第 23条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

〔氏名〕飯塚 みゆき 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

○苦情担当責任者

〔氏名〕津田 大輔 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

○第三者委員

〔氏名〕松本 暁男 〔職名〕 監事 TEL 079-272-2404

〔氏名〕井上 昭三 TEL 090-9544-8488

○苦情解決責任者

〔氏名〕宮浦 康高 〔職名〕施設長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

苦情解決責任者並びに苦情担当責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

兵庫県 ○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078)332-5617 FAX番号(078)332-5650 受付時間 9:00～17:15 月～金
○姫路市 介護保険課	所在地 姫路市安田町1-1 電話番号 (079)221-2923 FAX (079)221-2444 受付時間 9:00～17:00 月～金
○たつの市 高年福祉課	所在地 たつの市龍野町富永1005-1 電話番号 (0791)64-3155 FAX (0791)63-0863
○太子町 高年介護課	所在地 揖保郡太子町鵜280-1 電話番号 (079)276-6715 FAX (079)277-6031
○第三者委員 松本 暁男 井上 昭三	松 本:住 所 姫路市大津区平松 TEL (079)272-2404 井 上:住 所 姫路市大津区 TEL (090)9544-8488 受付時間 9:00～16:00 月～金

令和 年 月 日 時 分～ 時 分

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事 業 者 所在地 姫路市大津区吉美780番地
社会福祉法人 幸
理事長 金治 ゆかり
名 称 ショートステイ なごみの里 ㊞

説 明 者 職 名 ショートステイ相談員

氏 名

(印)

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住 所

氏 名



私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者
住 所
氏 名

(契約者との関係)

立 会 人

住 所

氏 名

(印)

(契約者との続柄)